

日医発第 2438 号（地域）
令和 5 年 3 月 3 0 日

都道府県医師会
担 当 理 事 殿

公益社団法人 日本医師会常任理事
江澤 和彦
今村 英仁
(公印省略)

医療法第 25 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について

今般、厚生労働省医政局地域医療計画課医療安全推進・医務指導室より、各都道府県等衛生主管部（局）に対し、事務連絡「医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査の実施について」が、また、同室並びに同局研究開発振興課の連名にて各地方厚生（支）局医療課に対し、事務連絡「医療法第 25 条第 3 項の規定に基づく立入検査の実施について」が発出されました。

立入検査については、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査要綱において、病院に対して原則年 1 回実施することとされ、医療法第 25 条第 3 項において規定されている特定機能病院及び臨床研究中核病院への立入検査についても、原則年 1 回の実施とされております。

また、令和 4 年度の立入検査については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入による検査が困難な場合は医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和 4 年度立入検査を実施したものとみなすとしておりました。

本事務連絡は、令和 5 年度以降の立入検査については、令和元年度以前と同様に実施することを示すとともに、実施に当たっては、実施日の決定後に感染状況等に変化があった場合には、医療機関と協議の上、日程の再調整をするなど引き続き柔軟な対応を依頼するものです。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下関係医療機関への周知につき、ご高配のほどお願い申し上げます。

事務連絡
令和5年3月24日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部（局）御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室

医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査の実施について

令和4年度における医療法（昭和23年法律第205号）第25条第1項の規定に基づく立入検査については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和4年度の立入検査を実施したものとみなすものとしていたところです。

令和5年度以降の立入検査については、令和元年度以前と同様に実施することとし、医療機関による自主点検等の確認等をもって立入検査を実施したとみなさないこととします。

立入検査の実施に当たっては、実施日の決定後に感染状況等に変化があった場合には、医療機関と協議の上、日程の再調整をするなど、引き続き柔軟な対応をお願いします。

事務連絡
令和5年3月24日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省医政局地域医療計画課
医療安全推進・医務指導室
厚生労働省医政局研究開発政策課

医療法第25条第3項の規定に基づく立入検査の実施について

令和4年度における医療法（昭和23年法律第205号）第25条第3項の規定に基づく立入検査については、新型コロナウイルス感染症の感染状況等に鑑み、立入りによる検査の実施が困難な場合においては、医療機関において書面による自主点検等を行い、それを行政が確認等することで令和4年度の立入検査を実施したものとみなすものとしていたところです。

令和5年度以降の立入検査については、令和元年度以前と同様に実施することとし、医療機関による自主点検等の確認等をもって立入検査を実施したとみなさないこととします。

立入検査の実施に当たっては、実施日の決定後に感染状況等に変化があった場合には、医療機関と協議の上、日程の再調整をするなど、引き続き柔軟な対応をお願いします。

また、「特定機能病院の立入検査業務実施要領」において、医療法第25条第1項に基づく都道府県等の立入検査と合同で立入検査を実施出来るよう調整を図ることとしているところですが、都道府県等が医療法第25条第1項に基づく立入検査を実施しない場合においては、地方厚生（支）局が単独で立入検査の実施を遺漏なく行うようお願いいたします。